

岩国市財政計画及び 財政見通し

計画期間 令和 5（2023）～ 令和 9（2027）年度

見通し期間 令和 10（2028）～ 令和 14（2032）年度

令和 4 年 11 月

岩 国 市

目 次

はじめに	1
------	---

第1部 現在の財政状況

1 歳入の状況	2
2 歳出の状況	3
3 財政調整基金及び減債基金の残高の推移	4
4 市債残高の推移	6
5 財政指標（健全化判断比率）の推移	7
6 財政状況のまとめ	8

第2部 中期財政見通し

1 令和5年度から令和14年度までの10年間の財政見通し	10
------------------------------	----

第3部 持続可能な財政運営のための取組と数値目標

1 財政運営の基本方針	16
2 取組と数値目標	16

第4部 将来のために必要な取組

1 歳入の確保	18
2 歳出の合理化	19
3 効率的な事務事業の推進	20

おわりに	21
------	----

はじめに

(1) 財政計画の目的

本市では、これまで「財政計画及び財政見通し」（平成 25 年 3 月策定）や「財政計画及び財政見通し（見直し版）」（令和 2 年 11 月策定）に基づき、市債残高の縮減を始めとした将来負担の軽減に取り組んできた結果、健全化判断比率をはじめとした財政指標には一定の改善が見られるなど、堅実な財政運営の成果が現れてきています。

しかしながら、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残る中、市税収入はコロナ禍以前の水準まで回復するかは、不透明な状況にあるところです。

一方、歳出においては、高齢化の進展などによる社会保障費や、老朽化する公共施設等の維持管理費、長寿命化対策費などに多額の財源が必要であることに加え、行政のデジタル化の推進や昨今の物価高騰の影響などから、これからも厳しい財政状況が続いていくものと見込んでいます。

こうしたことから、将来にわたって持続可能な財政運営を行うために、中期的な将来推計を行うとともに、令和 5 年度からの「財政計画及び財政見通し」を策定します。

(2) 財政計画の対象

本市の基本的な行政経費を計上している一般会計を対象とします。

また、特別会計及び企業会計についても、一般会計が繰出金等を負担する範囲で対象とします。

(3) 財政計画の期間

計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

さらに、社会経済情勢や財政状況の変化に対応するため、令和 10 年度から令和 14 年度までの財政見通しについても策定します。

第1部 現在の財政状況

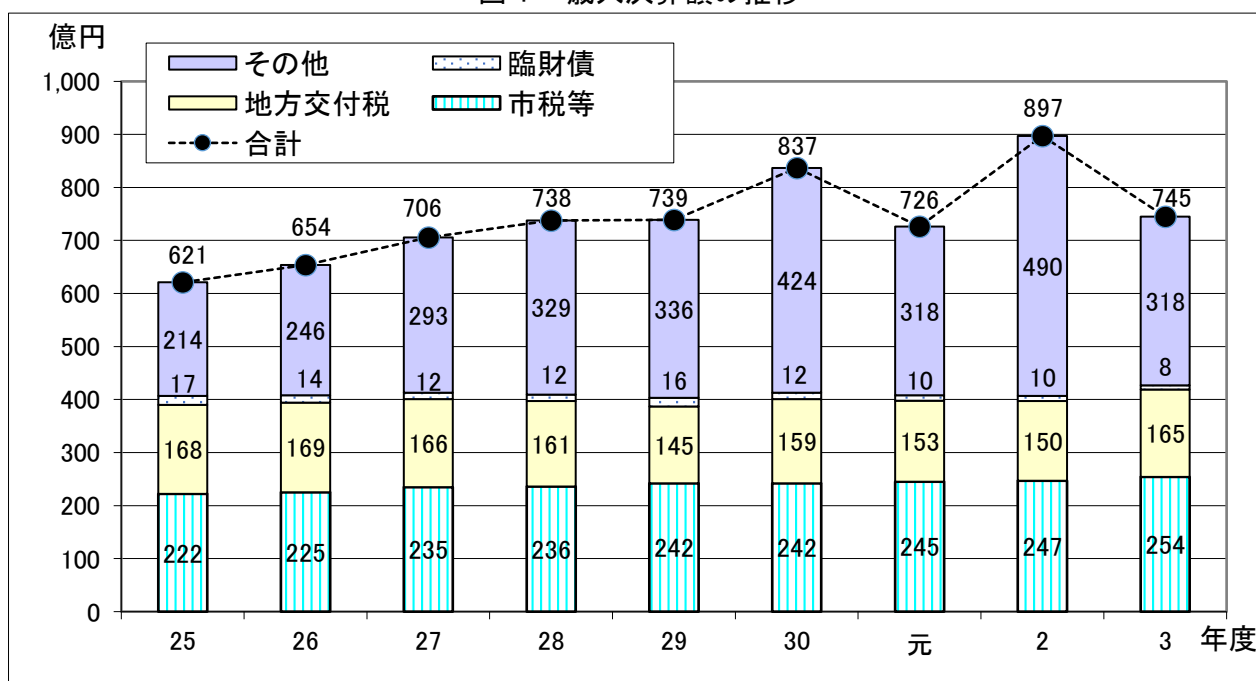
1 歳入の状況

本市の歳入は、前々回の計画策定時の計画期間初年度であった平成25年度から平成29年度までは、おおよそ620億円から740億円までの範囲で推移していましたが、大規模な事業が実施された平成30年度や令和2年度には、800億円を超える規模となりました。

本市の平成25年度以降の歳入決算額の推移をグラフにすると、図1のとおりとなります。

(※ここでは、市税、地方譲与税及び各種交付金を「市税等」とします。)

図1 歳入決算額の推移



一般的に歳入には、市税、地方交付税、臨時財政対策債などのように、使い道が自由に決められる「一般財源」と、事業の実施に伴い交付される国・県支出金や借り入れる市債のように、使い道が決められている「特定財源」とがありますが、「一般財源」の割合が高いほど自主的な施策を行うことができると言えます。

本市の歳入のうち、主な一般財源である「市税等、地方交付税及び臨時財政対策債」の合計額は、平成25年度の407億円から令和3年度の427億円まで、概ね横ばいで推移しています。平成25年度と令和3年度を比較すると、市税等は32億円増加しているものの、地方交付税及び臨時財政対策債は、合わせて12億円減少しています。(表1)

表 1 市税等、地方交付税及び臨時財政対策債の推移 (単位：億円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
市税等	222	225	235	236	242	242	245	247	254
地方交付税	168	169	166	161	145	159	153	150	165
臨時財政対策債	17	14	12	12	16	12	10	10	8
計	407	408	413	409	403	413	408	407	427

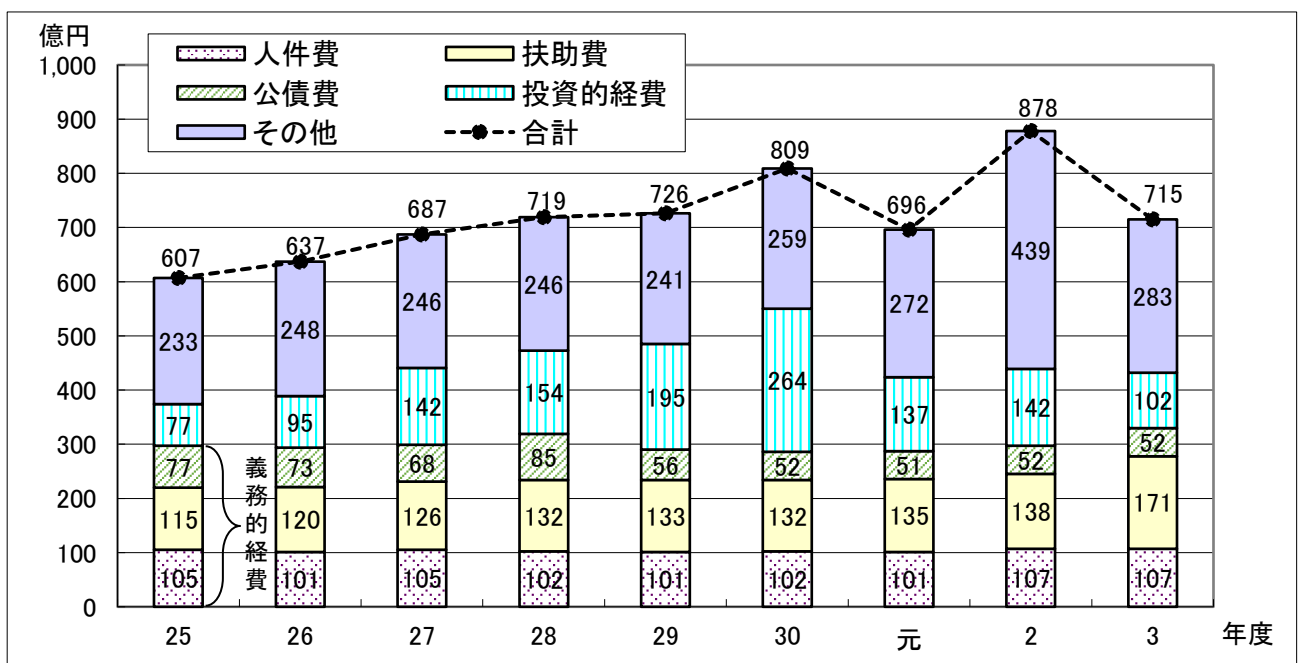
この地方交付税及び臨時財政対策債は、財政分析上の「依存財源」に分類されることから、こうした財源に頼り過ぎた財政運営とならないように注意することが必要です。

2 歳出の状況

本市の歳出は、平成 25 年度以降は 600 億円台で推移していましたが、大規模事業が実施された平成 30 年度や令和 2 年度には、800 億円を超え大きく増加しました。この要因としては、平成 30 年度は、投資的経費において、大規模な事業が重なったことによるもので、令和 2 年度は、その他経費において、特別定額給付金給付事業やいわゆる特別応援協力金給付事業、岩国市プレミアム商品券発行事業などの新型コロナウイルス感染症に係る対応策を実施したことにより、歳出決算額が大きく増加しました。

本市の平成 25 年度以降の歳出決算額の推移をグラフにすると、図 2 のとおりとなります。

図 2 歳出決算額の推移



一般的に歳出は、「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分類することができ、人件費、扶助費及び公債費からなる「義務的経費」については、歳出全体に占める割合が高いほど、財政構造が硬直化していることとなります。（表 2）

表 2 義務的経費の推移

（単位：億円）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
人件費	105	101	105	102	101	102	101	107	107
扶助費	115	120	126	132	133	132	135	138	171
公債費	77	73	68	85	56	52	51	52	52
計	297	294	299	319	290	286	287	297	330
歳出合計	607	637	687	719	726	809	696	878	715
義務的経費の割合	49%	46%	44%	44%	40%	35%	41%	34%	46%

本市の「義務的経費」については、平成 25 年度の 297 億円が令和 3 年度には 330 億円となり、8 年間で 33 億円の増額となっています。内訳としては、公債費では市債発行の抑制に取り組んだことにより 25 億円の減少となる一方で、扶助費は、社会保障費の伸びのほか、新型コロナウイルス感染症に係る対応策として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業などを実施したことから、56 億円の増加となっています。

一方、「投資的経費」については、平成 27 年度及び平成 28 年度は、市民会館改修事業や総合支所等整備事業、岩国駅周辺整備事業、西部学校給食センター建設事業などの合併特例債を活用した事業の実施により 100 億円を超える規模となったほか、平成 30 年度には、ごみ焼却施設建設事業や東小・中学校校舎建設事業、玖珂・周東庁舎建設事業などの事業費がピークとなったこともあり、264 億円と大きく増加しました。

3 財政調整基金及び減債基金の残高の推移

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するために決算剰余金などを積み立て、必要に応じて取り崩す基金であり、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、一定額の確保が必要です。

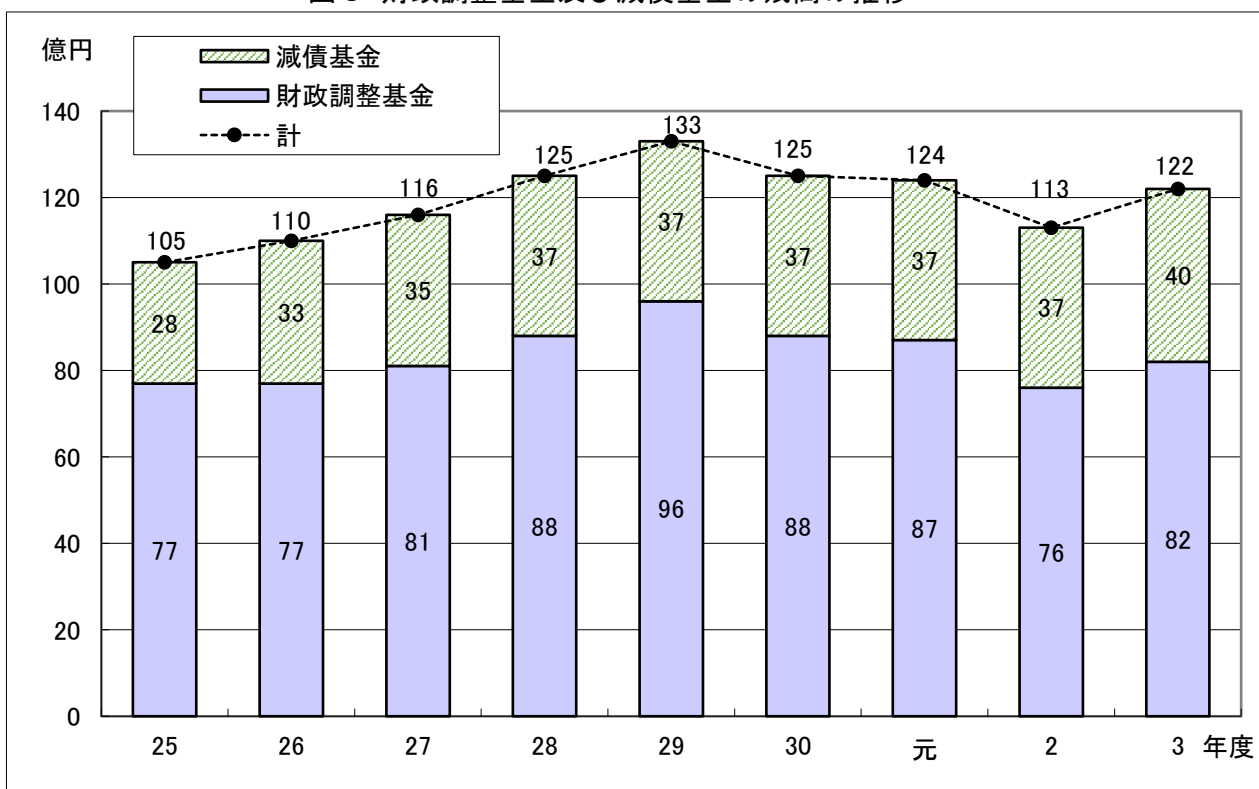
また、減債基金は、地方債の償還財源に充てる基金であり、公債費負担の平準化を図るため、計画的に積み立て、必要に応じて取り崩すものとなります。

平成 25 年度以降の財政調整基金及び減債基金の年度末残高の推移は、表 3 及び図 3 のとおりとなります。

表 3 財政調整基金及び減債基金の残高の推移 (単位：億円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
財政調整基金	77	77	81	88	96	88	87	76	82
減債基金	28	33	35	37	37	37	37	37	40
計	105	110	116	125	133	125	124	113	122

図 3 財政調整基金及び減債基金の残高の推移



本市の財政調整基金は、平成 28 年度から始まった普通交付税等の段階的縮減など後年度の財源不足に備えるため、決算剰余金などの積み立てを実施した結果、平成 29 年度末残高は 96 億円となりました。

しかしながら、本市に甚大な被害をもたらした平成 30 年度の豪雨災害からの復旧経費や、新型コロナウイルス感染症の影響から令和 2 年度には市税収入が減少したことに加え、感染症対策を実施したことなどにより、多額の財源が必要となったことから、令和 3 年度末残高は 82 億円となっています。

また、減債基金は、将来の公債費の償還に備えるため、令和 3 年度において 3 億円を積み立てた結果、残高は 40 億円となっています。

このように、令和3年度末における財政調整基金と減債基金の合計は122億円となり、今後の財政運営に向けて、一定の額が確保されている状況にあります。

4 市債残高の推移

本来、地方公共団体の歳出は、その年度の歳入で賄うのが原則ですが、資金調達的手段として、金銭（市債）を借り入れる場合があります。この場合は、例外的に、その償還は次年度以降にわたることとなります。

市債には、地方財政法で規定されているものや、別途法的措置がなされているものがあり、建設事業などの実施に伴いその資金調達として発行するものと、用途を限定しない一般財源として発行する臨時財政対策債に区別することができます。

建設事業などの実施に伴い発行する市債については、多額の財源を必要とする建設事業などの資金を円滑に調達するとともに、建設された施設などについては、将来世代の市民も利益を享受することから、世代間の負担を平準化するという考え方により、発行するものです。

一方、臨時財政対策債は、地方財政法第33条の5の2に規定されており、本来、国から交付されるべき普通交付税の振替措置として発行できるもので、発行可能額の元利償還金に相当する額については、後年度の普通交付税に算入されます。

平成25年度以降の市債の年度末残高の推移をグラフにすると図4のとおりとなります。

図4 市債残高の推移

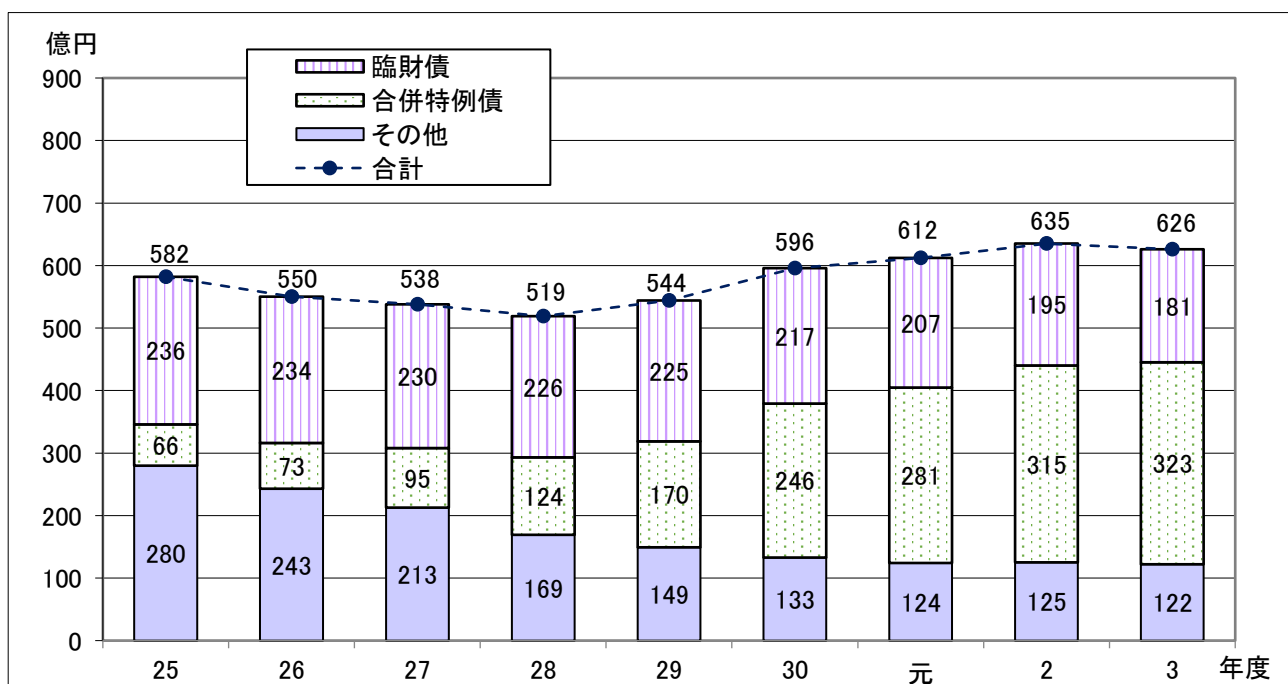


図4で示す建設事業などの実施に伴い、特定財源として発行する「その他の市債」については、財政健全化計画に基づき、発行額を抑制した結果、平成25年度末残高の280億円が令和3年度末には122億円となり、158億円削減できました。

しかしながら、同じく特定財源として発行する「合併特例債」については、平成25年度末残高の66億円が令和3年度末には323億円となり、合併特例事業の実施に伴い、残高が大きく増加しています。

一方、一般財源として発行する「臨時財政対策債」については、合併以降、発行額の増加に伴いしばらくは残高が増加したことから、平成25年度末の残高は236億円となりましたが、各年度の収支を見ながら発行額の抑制を図ったことにより、平成26年度以降は残高が減少しており、令和3年度末には181億円となっています。

市債残高全体としては、合併特例債を活用した投資的事業の実施が続いていることもあり、平成25年度から令和3年度までの間に44億円増加しています。

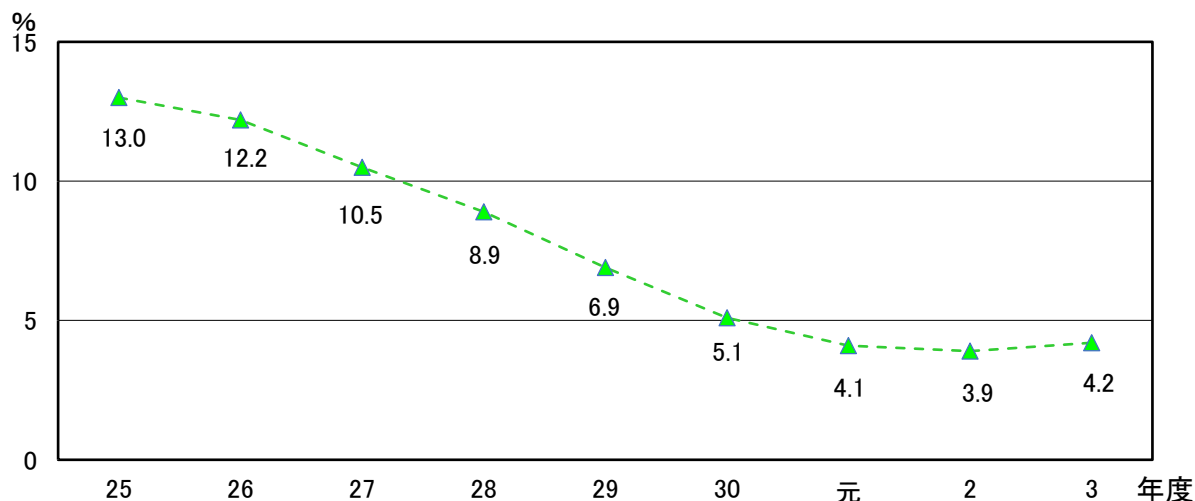
5 財政指標（健全化判断比率）の推移

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）により公表が義務付けられている健全化判断比率のうち、平成25年度以降の実質公債費比率と将来負担比率の推移は図5及び図6のとおりです。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対するフローベースの比率で、この比率が高いほど借金返済の資金繰りが厳しいことになります。

本市においては、市債発行額の抑制などによる公債費等の減少から、毎年度改善に向かっていましたが、令和元年度以降は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

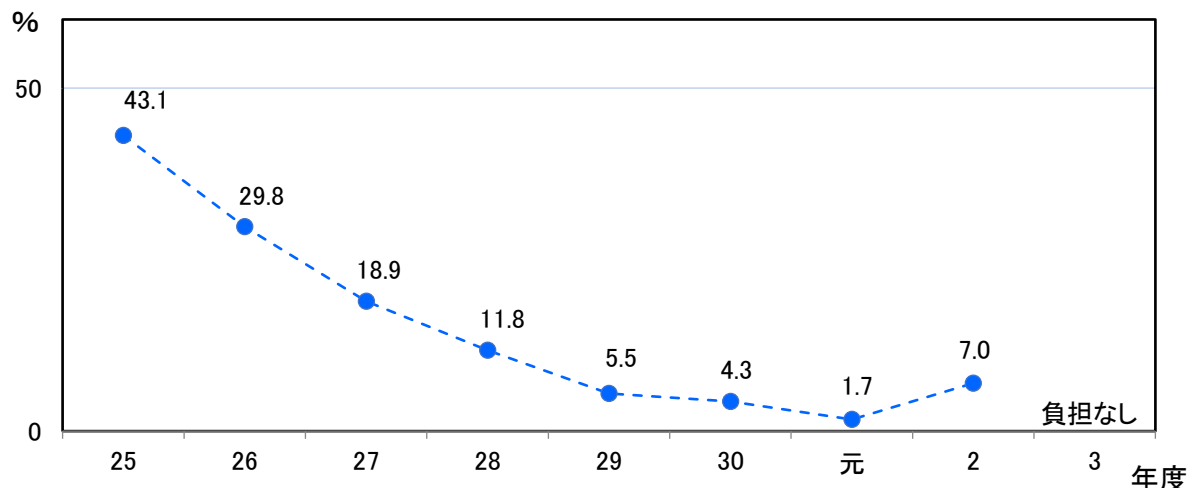
図5 実質公債費比率の推移



また、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対するストックベースの比率で、この比率が高いほど将来の財政が圧迫される可能性が高いことを表しています。

本市においては、各種基金の残高の増加や、債務負担行為に基づく支出予定額の減少などにより、令和2年度を除きおおむね改善の傾向が見られています。

図6 将来負担比率の推移



6 財政状況のまとめ

以上のように、歳入においては、市税等はわずかに増加の傾向が見られますが、地方交付税及び臨時財政対策債は、横ばいもしくは減少の傾向にあります。また、歳出においては、公債費は減少しているものの、扶助費は社会保障費の伸びや新型コロナウイルス感染症の拡大に係る対応策に伴い増額となっており、社会保障関係費の増加は、今後も続くものと予想されます。

こうした財政状況の中、普通交付税等の合併支援措置が終了した後の財政基盤の強化のため、財政調整基金に一定額を積み立てるとともに、市債残高の縮減のために、合併特例債を除く市債の発行を抑制し、将来負担の軽減に積極的に取り組んできました。

その結果、市債残高や財政指標である健全化判断比率は、いずれも財政計画の目標値を達成する見込みであり、財政健全化に向けた取組の成果が現れています。ただし、投資政策的経費に充当する一般財源については、特定財源を有効活用することにより、一般財源の投入額を抑制するよう努めてきましたが、高い水準での推移が続いています。

今後においては、国が推進するデジタル社会の実現に向け、本市においても行政のデジタル化の推進に係る様々な取組を行っていくことになるほか、数多くの公共施設を適正に維持管理するために必要な経費についても、将来的に大きな財政負担につながるものと考えられます。

このような状況において、持続可能な財政運営を行っていくためには、今後の財政見通しを明らかにした上で、更なる行財政改革に取り組む必要があります。

第2部 中期財政見通し

1 令和5年度から令和14年度までの10年間の財政見通し（一般財源ベース）

(1) 財政見通し

令和4年度を基準として、通年予算における令和5年度から令和14年度までの10年間の財政見通しは、表4のとおりとなります（令和4年度は10月補正後予算額）。

表4 令和5年度から令和14年度までの財政見通し（単位：百万円）

区 分		R 4 (参考)	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
歳入	市 税	18,288	18,338	18,179	18,206	18,261	18,110	18,139	18,190	18,032	18,056	18,110
	地方譲与税、交付金	6,949	6,948	6,983	7,050	7,050	7,050	7,120	7,120	7,120	7,190	7,190
	地方交付税	15,760	15,965	16,309	16,396	16,300	16,246	16,305	16,294	16,106	15,969	15,760
	繰入金（退職手当基金）	0	0	116	0	428	0	366	0	179	0	386
	臨時財政対策債	371	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484
	繰越金	2,974	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	そ の 他	327	229	220	220	220	220	220	220	220	220	220
	計(A)	44,669	42,964	43,291	43,356	43,743	43,110	43,634	43,308	43,141	42,919	43,150
歳出	人 件 費	10,215	9,915	10,449	10,097	10,955	10,150	10,935	10,448	10,956	10,711	11,412
	公 債 費 ※1	5,639	5,587	5,607	5,493	5,370	5,365	5,380	5,500	5,452	5,297	5,206
	扶助費、維持補修費、 物件費、補助費等	14,135	13,543	13,712	13,991	14,279	14,574	14,878	15,193	15,520	15,858	16,207
	一部事務組合負担金・ 公営企業会計補助金	6,678	6,581	6,610	6,614	6,528	6,557	6,575	6,675	6,605	6,444	6,427
	特別会計繰出金	3,547	3,554	3,518	3,516	3,511	3,503	3,484	3,456	3,435	3,437	3,425
	投資政策的経費	4,527	3,708	3,866	4,328	3,509	3,311	2,947	2,942	2,934	2,949	2,883
	積立金（退職手当基金）	0	444	0	320	0	320	0	237	0	154	0
	積立金（財政調整基金）	1,210	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	その他（支弁人件費含む）	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
	計(B)	46,026	43,907	44,337	44,934	44,727	44,355	44,774	45,026	45,477	45,425	46,135
差 引 (A)-(B)		▲ 1,357	▲ 943	▲ 1,046	▲ 1,578	▲ 984	▲ 1,245	▲ 1,140	▲ 1,718	▲ 2,336	▲ 2,506	▲ 2,985
財政調整基金とりくずし金		1,357	943	436	1,078	614	875	760	1,218	1,876	2,206	2,775
減債基金とりくずし金 ※2		0	0	610	500	370	370	380	500	460	300	210
再 差 引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整基金残高		8,017	7,574	7,638	7,060	6,946	6,571	6,311	5,593	4,217	2,511	236
減債基金残高		4,004	4,006	3,399	2,902	2,535	2,169	1,793	1,297	841	545	339

※1 公債費は、一時借入金利子を含み、減債基金充当前の額を表示しています。

※2 元利償還額が50億円を超える場合、減債基金を充当して一般財源の負担軽減を図ります。

なお、各年度とも、予算編成において、財源不足が見込まれていますが（「差引(A)－(B)」欄）、このことに対しては、財政調整基金及び減債基金を取り崩すことにより、収支を均衡させています（「再差引」欄）。

◎歳入見通しの考え方

○市税

令和４年度を基準として、税収に影響を与えると考えられる要因を考慮し推計しました。

○地方譲与税・交付金

国有提供施設等所在市助成交付金については、令和７年度から３年ごとに増額を見込み、そのほかは、令和４年度を基準として推計しました。

○地方交付税

普通交付税は、令和４年度の交付決定額を基準として、令和５年度の伸び率を反映させるとともに、公債費に係る基準財政需要額への算入額及び市税・税外収入の増減を反映し推計しました。

○臨時財政対策債

令和４年度の発行可能額を基準として、令和５年度の伸び率を反映させるとともに、同額程度で推計しました。

○退職手当基金繰入金

令和５年度から、定年が段階的に引き上げられる予定であることから、隔年で退職者が生じることとなるため、退職者が多く見込まれる年度においては、退職手当基金を取り崩して対応することとして推計しました。

○繰越金

前年度の決算剰余金として、過去１０年間の実績を参考に、毎年度１０億円を見込むこととして推計しました。

○その他

令和４年度を基準として令和５年度を推計し、それ以降を同額程度で推計しました。

◎歳出見通しの考え方

○人件費

令和５年度から、定年が段階的に引き上げられる予定であることに伴って、定員数の増加や６１歳以上の給与水準の見直しなどを踏まえて推計しました。

○公債費

令和３年度までの既発債に係る確定分の元利償還金に、令和５年度以降の投資政策的経費に連動した新発債の元利償還金を加算して推計しました。

一時借入金利子は、令和４年度と同額程度で推移するものとして推計しました。

○扶助費、維持補修費、物件費、補助費等

扶助費については、令和４年度を基準として、主要事業の増減を個別に反映させて推計しました。

維持補修費や物件費、補助費等についても、令和４年度を基準として、物価高騰による影響を考慮し推計しました。

○特別会計繰出金

令和４年度を基準とした各特別会計の収支見込みに基づき、一般会計からの繰出金を推計しました。

○投資政策的経費

今後見込まれる大規模事業などについて、一般財源ベースにより見込むとともに、公共施設等の長寿命化や更新に要する経費を見込んでいます。

また、防衛省関連の交付金事業の財源となる特定防衛施設周辺整備調整交付金は、令和４年度の交付見込額並みの９億円が、米空母艦載機部隊配備特別交付金は、令和４年度の交付見込額並みの１３億円が交付されるものと見込んでいます。

○財政調整基金積立金

令和５年度以降、繰越金の２分の１となる５億円の積み立てを見込んでいます。

(2) 財政調整基金及び減債基金の残高の見込み

表4のとおり、予算編成における財源不足に対して、財政調整基金等の取崩しにより対応した場合の、令和5年度から令和14年度までの財政調整基金及び減債基金の残高の見込みは表5及び図7となります。

令和4年度末の見込みで80億円ある財政調整基金は、令和14年度末において2億円となる見込みです。

また、減債基金については、公債費の償還額が50億円を超える年度においては、一定額を取り崩す予定としています。このため、令和4年度末の見込みで40億円ある減債基金は、令和14年度末において3億円となる見込みです。

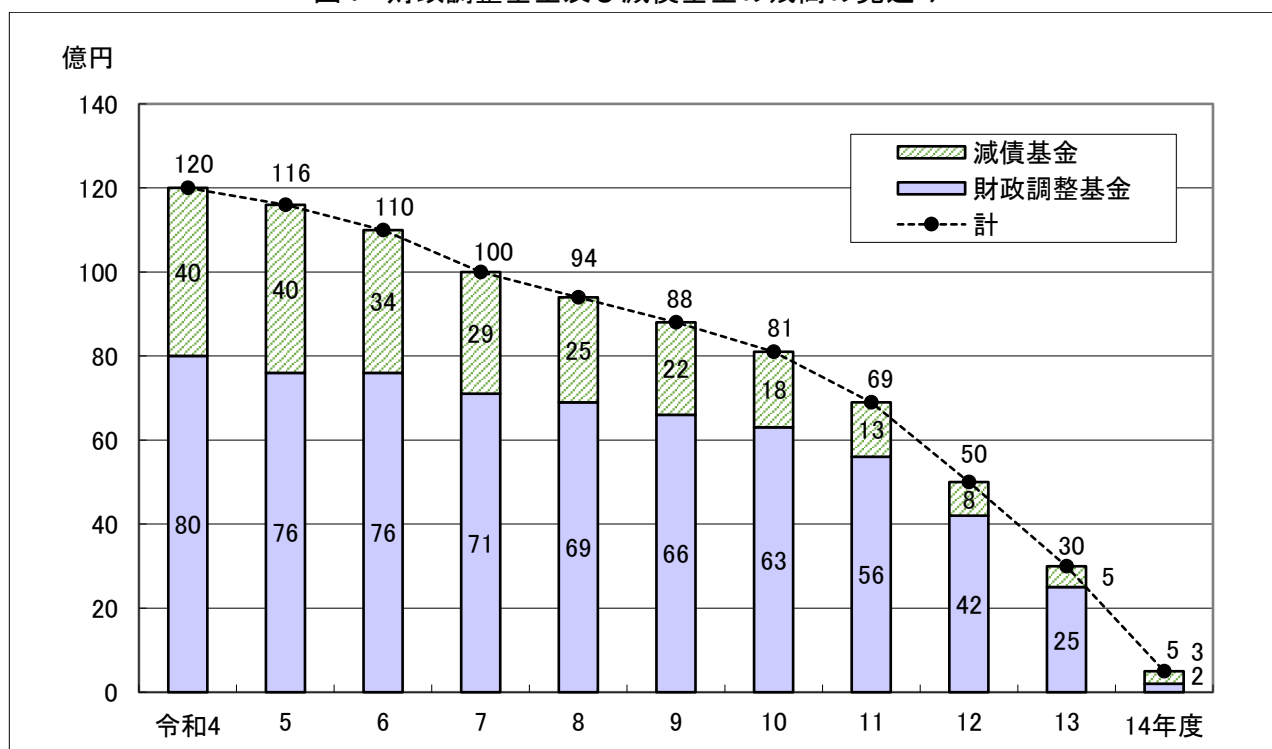
このように財政調整基金、減債基金ともに令和14年度末には、ほぼ底をつく状況となり、令和15年度以降の財政運営については、さらに厳しさを増すものと見込まれます。

表5 財政調整基金及び減債基金の残高の見込み

(単位：億円)

区 分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
財政調整基金	80	76	76	71	69	66	63	56	42	25	2
減債基金	40	40	34	29	25	22	18	13	8	5	3
計	120	116	110	100	94	88	81	69	50	30	5

図7 財政調整基金及び減債基金の残高の見込み



(3) 市債残高の見込み

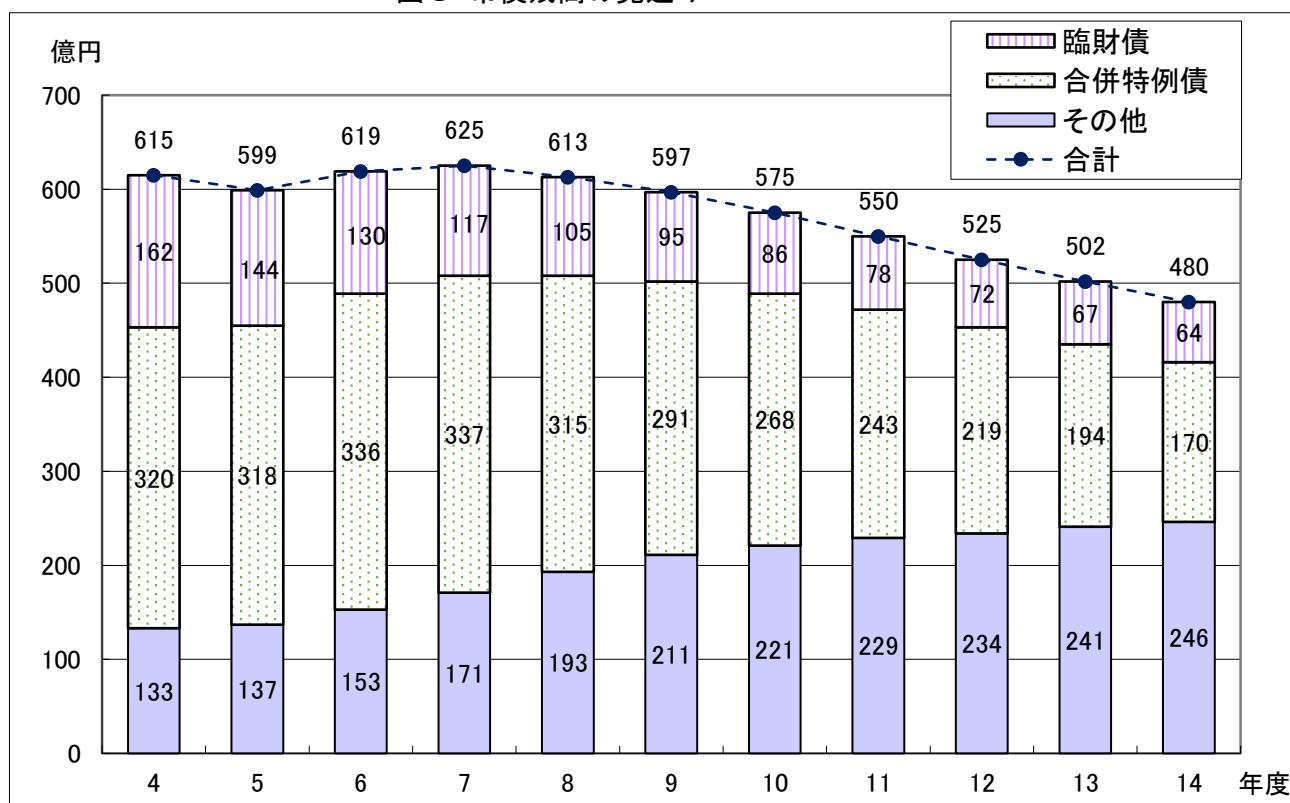
令和5年度から令和14年度までの市債残高の見込みは、表6及び図8のとおりとなります。

表6 市債残高の見込み

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
臨時財政対策債	162	144	130	117	105	95	86	78	72	67	64
合併特例債	320	318	336	337	315	291	268	243	219	194	170
その他	133	137	153	171	193	211	221	229	234	241	246
計	615	599	619	625	613	597	575	550	525	502	480

図8 市債残高の見込み



臨時財政対策債については、発行額が償還額を下回るため、残高は徐々に減少に向かう見込みです。

合併特例債については、発行期限が令和7年度までとなっていることから、これらを財源とする黒磯地区いこいと学びの交流テラス整備事業や中央公民館整備事業

などの大規模事業の実施に伴う発行額の増加により、令和 7 年度末の残高 337 億円がピークとなりますが、その後は残高が減少する見込みです。

市債残高の合計では、令和 14 年度末において 480 億円となり、令和 4 年度末見込みの 615 億円に比べて、135 億円減少する見込みです。

(4) 財政指標（健全化判断比率）の見込み

① 実質公債費比率（3 か年平均）

大規模事業の実施等に伴う市債残高は、令和 7 年度をピークに減少に転じる見込みですが、発行期限内に増発する合併特例債に係る公債費が増加することから、公債費負担は高水準で推移する見込みです。

こうしたことを踏まえ、計画期間中の市債発行額をできるだけ抑制するとともに、発行に当たっては、普通交付税算入率の高い市債を活用することにより、令和 9 年度の実質公債費比率は 7.5 パーセント、令和 14 年度の実質公債費比率は 8.0 パーセントを見込んでいます。

表 7 実質公債費比率の見込み

(単位：%)

区 分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
実質公債費比率 (3 か年平均)	5.5	6.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	8.0

② 将来負担比率

前述のとおり市債残高は、減少する見込みですが、充当可能な特定財源である財政調整基金などの残高が減少する見込みであることから、将来負担比率は上昇していくものと予想されます。

令和 9 年度の将来負担比率は 25 パーセント、令和 14 年度の将来負担比率は 68 パーセントを見込んでいます。

表 8 将来負担比率の見込み

(単位：%)

区 分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
将来負担比率	—	—	5.0	15.0	20.0	25.0	34.0	40.0	50.0	60.0	68.0

第3部 持続可能な財政運営のための取組と数値目標

1 財政運営の基本方針

第1部の現在の財政状況及び第2部の中期財政見通しを踏まえ、本市の財政運営について、市税収入は、コロナ禍以前の水準まで回復するかは不透明な状況であり、また、高齢化の進展などによる社会保障費や、老朽化する公共施設等の維持管理費などに多額の財源が必要とされる中で、不足する財源に対して財政調整基金を取り崩して対応しつつ、歳入に見合った歳出となるよう業務改善や事業の見直しを行っていく必要があります。

また、令和2年度に見直しを行った新市建設計画に基づく、合併後のまちづくりに必要な事業については、その元利償還金が普通交付税における基準財政需要額に算入される合併特例債を多く活用しているところです。こうした中、当該市債は、令和7年度に発行期限を迎えることとなりますが、必要な事業の財源として最大限の活用を図るため、発行期限内においては積極的な事業展開を図ることで、後年度に事業を実施するよりは、財政負担を軽減することができると考えられます。

こうした状況を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの本市の財政運営の基本方針については、引き続き「将来負担の軽減」とします。

《本市の財政運営の基本方針》

将来負担の軽減

2 取組と数値目標

上記の基本方針に基づき、次の具体的な取組と数値目標を定めます。

(1) 投資政策的経費の抑制

投資政策的経費については、計画期間である令和9年度までのうち、令和7年度までは合併特例債を財源とした合併後のまちづくりに必要な事業等を実施していく予定ですが、令和8年度からは財政状況を踏まえて事業費の削減を進め、令和9年度を一般財源ベースで32億円以下、令和14年度を一般財源ベースで28億円以下とします。

令和9年度目標値（財政計画） 32億円以下

令和14年度目標値（財政見通し） 28億円以下

（参考）令和4年度当初予算 36億円

表 9 投資政策的経費の見込み（一般財源）

（単位：百万円）

区 分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
投資政策的経費	4,527	3,708	3,866	4,328	3,334	3,145	2,800	2,795	2,787	2,802	2,739

(2) 市債発行額の抑制

大規模事業の実施に伴う合併特例債などの増加や、公共施設等の老朽化への対応によるその他の市債の増加が見込まれますが、計画期間中及び財政見通し期間におけるこれらの発行額を抑制するとともに、臨時財政対策債についても発行を極力抑制することにより、令和 9 年度末残高を 590 億円以下とし、令和 14 年度末残高を 470 億円以下に留めます。

令和 9 年度目標値（財政計画） 590 億円以下

令和 14 年度目標値（財政見通し） 470 億円以下

（参考）令和 3 年度末実績 626 億円

表 10 市債残高の見込み

（単位：億円）

区 分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
臨時財政対策債	162	144	130	117	105	95	86	78	72	67	64
合併特例債	320	318	336	337	315	291	268	243	219	194	170
その他	133	137	153	171	183	200	210	218	222	229	234
計	615	599	619	625	603	586	564	539	513	490	468

第4部 将来のために必要な取組

第3部の持続可能な財政運営のための取組を実施しながら、当面のまちづくりに必要な事業を実施する上で不足する財源に対しては、財政調整基金等を取り崩して対応していくこととなります。今後においては、より一層「歳入の確保」に努めつつ、「歳出の合理化」や「効率的な事務事業の推進」を進めていかなければ、早晩、第2部の中期財政見通しで示されている財源不足が生じることとなります。

このため、前計画にも掲げた「将来のために必要な取組」である行財政改革項目を、本計画においても着実に実施していくことで、今後見込まれる財源不足の解消を図り、安定的で持続可能な財政運営につなげていきたいと考えています。

1 歳入の確保

(1) 安定的な税財源の確保

令和4年度に策定予定の「第3次岩国市総合計画」の着実な実施により、本市の魅力向上させ、今後見込まれる人口減少の緩和に取り組むとともに、岩国錦帯橋空港等を活用した企業誘致や創業支援を通じて新たな雇用を創出するなど、税財源の確保に努めます。

(2) 未収金対策の強化

市税等の滞納は、負担の公平性の観点や納税者等である市民感情からも看過できないものであることから、適切な納付指導を行うとともに、納税の利便性の向上や滞納整理に取り組むことにより、収納率の向上に努めます。

(3) 受益者負担の適正化

各種分担金、使用料・手数料等の受益者負担については、今後、施設管理に要する経費等の算定基礎の把握に努め、社会情勢に十分配慮しながら、有料化や適正な料金改定を行います。

(4) 遊休資産の売却、活用

市が所有している土地、建物等のうち、遊休資産については、売却や貸付け等を積極的に行うことにより、保有資産の最適化を図ります。

(5) 国・県補助金等の効果的な活用

国・県の施策の動向を的確に把握し、様々な補助事業制度の活用を努め、市債の発行に当たっては、普通交付税措置のある財政的に有利なものを優先して活用するなど、積極的な財源確保に努めます。

また、基地交付金の増額や、基地に関する特殊財政需要に対する交付税措置について、これまであらゆる機会を通じて国へ要望してきましたが、交付金等の増額について、引き続き国に対して働き掛けを行っていきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症に係る各種の交付金などについても、積極的な活用を努めるとともに、国の施策展開に即応できるような体制整備を図っていきます。

2 歳出の合理化

(1) 予算の適正な執行

事業の実施に当たっては、進捗管理を徹底するとともに、事業効果が達成された段階で不用額が生じた場合は、適宜、減額補正を行うなど、適正な予算執行に努めます。

(2) 内部管理経費の節減

内部管理経費のさらなる節減や、公共施設の運営管理に係る委託料の適正化など、不断の見直しに努めます。

(3) 負担金・補助金の見直し

負担金については、団体に加入することによる具体的なメリットがないものについては、原則として廃止するとともに、補助金については、補助金本来の目的である公益性や公平性、行政効果などを精査することを通じ、双方ともに適正化に努めます。

(4) 社会保障関係経費の伸びの抑制

社会保障関係経費については、高齢化の進展等、避け難い要因による増加が見込まれますが、制度の持続可能性や世代間の負担の公平性を考慮しながら、健康づくりや検診受診率の向上、介護予防等の取組などを通じた健康寿命の延伸を図ることで、医療費や介護費用の抑制に努めます。

(5) 特別会計及び企業会計の健全化

特別会計及び企業会計において、業務の効率化や経費の節減、受益者負担の適正化など、事業の採算性を高める取組を実施し、一般会計からの基準外繰出金等の抑制を図ります。

3 効率的な事務事業の推進

(1) 公共施設等マネジメントの推進

高度経済成長期に数多く整備された公共施設等（建物及びインフラ）が今後一斉に更新時期を迎えるため、平成 29 年度に策定した「公共施設等総合管理計画」及び令和 4 年度に策定予定の「公共施設個別施設計画」に基づき、長期的な視点に立って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行う公共施設等マネジメントを推進します。

(2) 民営化や指定管理の推進

事務事業全般にわたり「民間にできることは民間に」という観点から、業務の民営化や民間委託について実効性と効率性を検討し、可能なものから実施します。

また、行政サービスの向上や経費節減の可能性など、多面的な検討を加えることを通じて、適正な公の施設の管理となるよう、指定管理者制度の活用を推進します。

おわりに

令和5年度からの財政計画の策定に当たっては、合併特例債の発行期限が令和7年度までとされていることから、それらを主要な財源とする大規模事業等を期限内に完成させる必要があります。そのことが、令和7年度までの投資政策的経費が増嵩する主要な要因となるものと考えています。

また、令和8年度以降においても、老朽化する公共施設等の更新や長寿命化対策に多額の財源が必要となることが見込まれています。

しかしながら、健全な財政運営の基本は「歳入に見合った歳出」であり、単年度における収支を均衡させるためには、第4部の将来のために必要な取組に掲げた行財政改革項目を着実に実施していくことが必要となります。

こうしたことから、計画期間中の取組状況を注視するとともに、数値目標に対する実績値についての的確に把握した上で、その要因を分析・検証し、財政運営に反映させることにより、本計画を実効性のあるものにすることが必要であると考えています。

加えて、令和10年度からの財政計画の策定を行う令和9年度において、行財政改革項目の実施状況を踏まえた財政見通しを改めて推計し、持続可能な財政運営を確立するために、目標数値を設定し直すことが必要であると考えています。